

(株主名簿)

第125条 株主名簿の備置き及び閲覧等

改 (株主名簿の備置き及び閲覧等)

第125条 ① [省略]

2 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 株主名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

3 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一・二 [省略]

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四・五・六 [省略]

4・5 [省略]

参照条文 ⇒ 旧法252条3項3号、法433条2項3号

解 説

旧法125条3項3号は、株式会社が株主及び債権者による株主名簿の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」といいます。）の請求を拒絶することができる事由の1つとして、請求者が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであることを挙げていました。その立法趣旨は、株主名簿から株式会社の資本政策等に係る情報が把握され得るため、株式会社の営業秘密の保護を目的として会計帳簿の閲覧等請求の拒絶事由を定めた法433条2項3号と平仄を合わせたものであると説明されていました（相澤哲編著『一問一答 新・

会社法』64頁（商事法務、改訂版、2009）。

しかしながら、株主名簿には、会計帳簿とは異なり、株式会社の営業秘密が一般的に含まれているといえません。そのため、株主総会の議決権行使の委任状勧誘など、競業者の株主としての権利行使のためにされた株主名簿の閲覧等の請求を、株式会社が競業者による請求であることのみをもって拒絶してよい理由はないとの指摘がなされていました（山下友信編『会社法コメントタール3 株式[1]』294頁〔前田雅弘〕（商事法務、2013））。

裁判例にも、競業者たる株主が株主総会における自らの行う株主提案に関し委任状勧誘を行うことを目的として株主名簿の閲覧等を請求した事案において、旧法125条3項3号は請求者が株式会社と実質的競争関係にあることをもって同項1号（権利の確保又は行使に関する調査以外の目的による請求）又は2号（業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的による請求）の拒絶事由があることを推定したものにすぎず、請求者が権利の確保又は行使に関する調査の目的で株主名簿の閲覧等を請求したことを証明すれば、株式会社は当該請求を拒絶できないとするものや（東京高決平20・6・12金判1295・12）、同項3号の拒絶事由は、単に請求者が株式会社と形式的に競争関係にあるだけでは足りず、株主名簿に記載されている情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質、態様で営まれている事業について競争関係にある場合に限られるとするものなど（東京地決平22・7・20金判1348・14）、同号の拒絶事由を限定的に解釈するものが現れていました。

このような経緯を踏まえ、改正法では、旧法125条3項3号の拒絶事由が削除されました。

したがって、株式会社は、請求者が競業者であることを理由に株主名簿の閲覧等の請求を拒絶することはできなくなり、当該請求を拒絶するためには、これ以外の拒絶事由を主張することになります。

アドバイス

本改正については、特に経過措置が設けられておらず、改正法の施行日（平成27年5月1日）後は、施行日前になされた株主名簿の閲覧等の請求であっても、旧法125条3項3号の拒絶事由に基づく拒絶はできなくなります。

（丹羽 翔一）

(特別支配株主の株式等売渡請求)

第179条 株式等売渡請求

新 (株式等売渡請求)

第179条 株式会社の特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第1項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。以下同じ。）は、当該株式会社の株主（当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

- 2 特別支配株主は、前項の規定による請求（以下この章及び第846条の2第2項第1号において「株式売渡請求」という。）をするときは、併せて、その株式売渡請求に係る株式を発行している株式会社（以下「対象会社」という。）の新株予約権の新株予約権者（対象会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。
- 3 特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について前項の規定による請求（以下「新株予約権売渡請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

新 (特別支配株主完全子法人)

規 第33条の4 法第179条第1項に規定する法務省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 法第179条第1項に規定する者がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）

- 二 法第179条第1項に規定する者及び特定完全子法人（当該者が発行済株式の全部を有する株式会社及び前号に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人
- 2 前項第2号の規定の適用については、同号に掲げる法人は、同号に規定する特定完全子法人とみなす。

参照条文 ⇒ 法179条の2～179条の10・846条の2～846条の9

解 説

1 株式等売渡請求の趣旨・目的

本条は、対象会社の総株主の議決権の9割（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上を有する者（特別支配株主）が、対象会社の他の株主の全員に対し、その保有株式全部（売渡株式）を売り渡すことを請求することができるとする「株式等売渡請求」の創設を規定したものです。この制度を利用することにより、特別支配株主は、金銭を対価として、少数株主の保有株式の全てを強制的に取得すること（キャッシュ・アウト）ができます。

旧法の下では、キャッシュ・アウトの手法としては、主に税制上の理由等から、全部取得条項付種類株式の取得により、少数株主の有する株式の全部を端数株式とした後に、端数の処理（法234）として当該端数株式の代金を少数株主に交付する方法が実務上多く行われていました。しかし、この方法は、対象会社の株主総会の特別決議が必要となり（法171①・309②三）、時間的、手続的なコストが大きいとの指摘がなされていました。

本条により創設された株式等売渡請求の制度は、特別支配株主が、税務上不利な取扱いを受けることなく、対象会社の株主総会決議を経ずに、より機動的にキャッシュ・アウトを行うことを実現可能とするものです。

2 対象会社

株式等売渡請求の対象となる「対象会社」は、「株式会社」とされており（法179①②）、公開会社だけでなく非公開会社を対象会社とする株式等売渡請求も認められます。

3 特別支配株主

株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」とは、対象会社の総株

主の議決権の9割（これを上回る割合を対象会社の定款で定めた場合は、その割合）以上を有する者をいいます（法179①）。この議決権割合の要件は、対象会社に対し株式等売渡請求をする旨等を通知する時及びその承認を受ける時（法179の3①）、並びに取得日（法179の9①）において満たしている必要があります。

この議決権割合の算定に当たっては、特別支配株主自らが有する議決権に加えて、その者の特別支配株主完全子法人（特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令（規33の4）で定める法人）が有する議決権も合算されます。

株式等売渡請求の制度は、特別支配株主が機動的にキャッシュ・アウトを行って単独株主になることを認めるための制度であることから、特別支配株主は1人（1社）に限られます。

4 株式等売渡請求の相手方と対象となる株式等

株式等売渡請求は、対象会社の株主（対象会社及び特別支配株主を除きます。）の全員を相手方として行わなければなりません（法179①）。

しかし、既に特別支配株主の完全支配下にある特別支配株主完全子法人に対しては、売渡請求をしないことができます（法179①ただし書）。この場合は売渡請求をしなくともキャッシュ・アウトの趣旨を達成できるためです。

また、対象会社が新株予約権を発行している場合、特別支配株主は、株式に加えて新株予約権の売渡しも請求することができます（法179②）。新株予約権は将来株式になり得るものであるため、新株予約権を売渡請求の対象に含めないと、キャッシュ・アウトの趣旨が損なわれるおそれがあるためです。新株予約権付社債に付された新株予約権の売渡請求をする場合には、新株予約権の募集事項に別段の定めのない限り（法238①七）、併せて社債部分についても売渡請求をしなければなりません（法179③）。新株予約権付社債は、基本的に社債部分と新株予約権部分を分離して譲渡できないためです（法254②③）。

アドバイス

キャッシュ・アウトには、①長期的視点を踏まえた柔軟かつ積極的な経営が可能となる、②株主総会手続の簡略化や株主管理コストの削減ができる等のメリットがあるといわれています。改正法の下では、例えば、公開買付けを行った後の議決権割合が9割を超える株主は、株式等売渡請求の制度を用いて、より

機動的にキャッシュ・アウトを行うことができるようになります。また、改正法の下では、株式の併合を用いたキャッシュ・アウトも考えられるほか、旧法下の実務で行われてきた全部取得条項付種類株式を用いたキャッシュ・アウトも引き続き利用できますので、キャッシュ・アウトの選択肢が広がったといえます。

(清水 奈々)

(新株予約権無償割当て)

第279条 新株予約権無償割当ての効力の発生等

改 (新株予約権無償割当ての効力の発生等)

第279条 ① [省略]

2 株式会社は、前条第1項第1号の新株予約権についての第236条第1項第4号の期間の初日の2週間前までに前条第1項第3号の日後遅滞なく、株主（種類株式発行会社にあっては、前条第1項第4号同項第4号の種類の種類株主）及びその登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた新株予約権の内容及び数（前条第1項第2号同項第2号に規定する場合にあっては、当該株主が割当てを受けた社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知がされた場合において、前条第1項第1号の新株予約権についての第236条第1項第4号の期間の末日が当該通知の日から2週間を経過する日前に到来するときは、同号の期間は、当該通知の日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

参考条文 ⇒ 法277条・278条

解 説

1 改正の趣旨

本条は、上場企業の増資手法として近年注目されているライツ・オファリングに関する規定です。

ライツ・オファリングとは、株主全員に当該株式会社の新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法です。このライツ・オファリングは、諸外国では大規模増資の際に広く利用されている増資手法ですが、日本においては、これまであまり利用実績がありませんでした。

その1つの原因として、日本では、金融商品取引法、証券取引所規則及び実務における新株予約権の振替システム上の制約等から、新株予約権無償割当決議後、実際に払込みが行われるまでに比較的長い期間（旧法下では約2.5か月）を

要していたことが挙げられていました。

改正法においては、以下のとおり、割当通知の時期が見直されたことにより、上記期間が約1.5か月まで短縮されることになりますので、その利用が大きく促進されることが期待されています。

2 新株予約権無償割当てに関する割当通知の時期の見直し

新株予約権無償割当てにおける割当通知の期限について、旧法は、「新株予約権行使期間の『初日』の2週間前まで」と規定していました。この趣旨は、新株予約権無償割当てを受けた株主等に対して、新株予約権の行使の準備をする時間の余裕を与えるためとされています。そうすると、必ずしも『初日』でなくとも、行使期間の『末日』から起算して2週間前までに割当通知をすれば足りるといえます。

また、割当通知は、新株予約権無償割当てによって、株主が有する権利の内容に変更が生じることから、その内容を株主等に知らせる機能を有します。このような割当通知の機能からすると、新株予約権無償割当ての効力が生じたならば、末日の2週間前を待たずに、できる限り速やかに株主等に通知をすべきといえます。

改正法では、このような割当通知期間の趣旨及び割当通知の機能に鑑みて、「新株予約権無償割当ての『効力発生日後遅滞なく』、かつ、新株予約権行使期間の『末日』の2週間前まで」という内容に改正されました（法279②③）。

アドバイス

改正法によって、新株予約権無償割当決議後、実際に払込みが行われるまでの期間が大幅に短縮されることになりますが、実務上、発行会社が新株予約権無償割当てを受ける株主を確定してから割当通知を発送するまでに2~3週間かかっています。ライツ・オファリングがより利用される増資手法となるためには、振替システムの機能向上や証券代行等による株主確定手続の効率化により、かかる期間を短縮していくことが必要といえます。

(松下 翔)

第327条の2 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

新（社外取締役を置いていない場合の理由の開示）

第327条の2 事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

参照条文 ⇒ 法2条5号・6号・10号・330条・831条1項1号、規則74条の2・124条2項・3項、民法644条、金融商品取引法24条1項

解 説

1 本条の趣旨・目的

本条は、一定の要件を満たす株式会社が事業年度の末日に社外取締役を置いていない場合に、定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務付けるものです。

本条の趣旨・目的は、社外取締役を置いていない会社に対し、毎年の定時株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務を課すことにより、監査役会設置会社における社外取締役の導入を促進するという点にあります。

2 説明義務を負う会社

本条の対象となる株式会社は、①監査役会設置会社（法2十）、②公開会社（法2五）、③大会社（法2六）及び④金融商品取引法24条1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社という4つの要件を全て満たす株式会社です。

3 説明義務の内容

本条の規定に基づく「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明は、個々の株式会社における事業年度末日における個別事情に応じた説明をするこ

ととされています。

この点、立案担当者によれば、「相当でない理由」の説明は、「社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼすというような事情」の説明であることが必要であり、「社外監査役が○名おり、社外者による監査・監督として十分に機能している」との説明では、上記説明とは認められないとされています（坂本三郎編著『一問一答 平成26年改正会社法』85頁（商事法務、2014））。

また、下記6のとおり、「社外取締役を置くことが相当でない理由」は、事業報告の内容となります、「相当でない理由については事業報告に記載のとおりです。」といった説明の仕方では本条で求める説明をしたとはいえないと考えられます。

4 説明義務を履行しない場合の効果

本条の規定による説明義務を負うにもかかわらず、その説明をしなかった場合、取締役は、善管注意義務（法330、民644）違反を問われることになります。

また、本条の規定に基づく説明義務自体は、株主総会における個別議案に関する説明ではありませんが、本条の説明義務が取締役の選任議案など個別議案の説明義務にも関わる場合には、本条の規定に基づく説明をしないことは、株主総会の決議取消事由（法831①一）となる可能性があります。これは、虚偽の説明を行った場合も同様です。

他方、本条の規定による説明を行ったものの、その内容が不合理又は不十分であった場合、その内容の合理性・十分性は第一次的には株主が判断すべきものと考えられるため、このことのみをもって、直ちには株主総会の決議取消事由にはならないと解されます。

5 施行時期

本条の規定の適用については、経過措置は設けられていませんので、改正法施行後に開催される定時株主総会から、本条は適用されることになります。

したがって、事業年度の末日が改正法施行前であっても、定時株主総会が改正法施行後に開催される場合には、当該事業年度の末日において社外取締役を置いていない対象会社は、本条における説明義務を負うことになります。

6 他の規律との相違

「社外取締役を置くことが相当でない理由」は、本条における定時株主総会のほか、事業報告（規124②③）及び株主総会参考書類（規74の2）において、説明義務が課されています。ただ、本条及び事業報告における説明は、事業年度末

日に社外取締役がない場合に毎年必要となるのに対し、株主総会参考書類における説明は、取締役選任議案を上程した場合で、かつ、株主総会後に社外取締役が存在しないことが見込まれる場合にのみ必要となる点が異なります。また、本条及び事業報告における説明は、事業年度の末日における理由であり、同日時点における取締役会の構成に関する会社の考え方が説明されることになるのに対し、株主総会参考書類における説明は、株主総会参考書類作成時点における理由であり、株主総会後の取締役会の構成に関する会社の考え方が記載されることになる点も異なります。

アドバイス

本条の趣旨・目的に照らせば、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明は、毎事業年度における事情に基づき、あえて社外取締役を置かない理由を具体的に説明することが求められますので、対象会社においては、充実した説明内容を準備する必要があります。

(渡邊 和之)